

令和4年度生物多様性保全普及・啓発業務仕様書

1 事業の目的

生物多様性の恵沢を将来にわたって享受するため、科学的情報に基づいて生物多様性を適切に保全し順応的管理を行っていく必要がある。

そこで、県民の生物多様性の保全に対する理解を深め、保全意識の高揚を図るため、生物多様性の保全活動を実施している機関や団体等と連携し、県民を対象とした生物多様性保全の普及・啓発に取り組む。

このため、持続的に保全活動を行ってきた団体等が実施・開催する既存の保全活動や自然観察会などの活動状況に、生物多様性に興味がある県民が継続的に参加できるシステムを構築する。

参考：未来へつなげ命の環！広島プラン - 生物多様性広島戦略 -

2 業務の内容

(1) 生物多様性地域戦略策定に係る希少種生息生育種検索データシステムの構築

県から提供する希少野生生物生息地データ2011（以下「2011データ」という。）及び希少野生生物生息地データ2021（以下「2021データ」という。）を、次に掲げる機能を付し、Microsoft Excel 2013で閲覧を可能とする。

ア. 基礎データの構築（マッチング）

県が提供する2011データ及び2021データから必要データの抽出を行いデータの一本化を図ること。

ただし、各入力データ修正仕様については別紙1「データマスタ仕様」のとおりとする。

（以下、データマスタ仕様のとおり、修正作業を行ったデータを「新データベース」という。）

イ. データの検索機能の追加

・新データベースにおいて1クリックで次の第1項～第6項の検索画面を開かせることを可能とし、また、第1項～第6項までの条件を組み合わせた検索が可能な機能を追加すること。

第1項：検索画面から、複数メッシュ番号を抽出対象条件にした検索結果の表示を可能にすること。
（広範なメッシュ単位を入力した場合には詳細なメッシュ単位のデータも抽出し、詳細なメッシュ単位データを入力した場合は大きいメッシュ単位のデータは拾わないこと）

第2項：検索画面から、調査地を抽出対象条件にした検索結果の表示を可能にすること。

第3項：検索画面から、種名を抽出対象条件にした検索結果の表示を可能にすること。

第4項：検索画面から、分類群を抽出対象条件にした検索結果の表示を可能にすること。

第5項：検索画面から、絶滅危惧ランクを抽出対象条件にした検索結果の表示を可能にすること。

（ただし、県RDB2011の分類群を抽出条件とする検索は必要としない）

第6項：検索画面から、データ確認年を抽出対象条件にした検索結果の表示を可能にすること。

（ただし、確認年月日は確認月日を抽出条件とする検索は必要としない）

ウ. 動作確認等

作成した当該検索システムの登録内容データの確認を行うとともに、動作確認をあわせて実施すること。

エ. 提供データ

CD-Rにて県が保有する基礎データを提供する。

(2) 令和4年度「(仮称) 広島県生物多様性保全 普及・啓発事業」の実施 レッドデータブックひろしま2021の広報・普及活動

レッドデータブックひろしま2021（以下「RDB」という。）の内容に関するパネルやポスターを用いたイベントスペースでの展示及び講演会と冊子配布による普及・啓発を図る。

ア. 開催概要

- ・時期 令和4年12月～2月の間 1回
※具体的な日時は県と協議して決定する
- ・期間 展示については1週間程度を想定し、そのうち1日において講演会を開催する。
- ・場所 広島市内のイベントスペース
- ・対象 講演会について100人程度を想定するが、会場の規模によって別途検討する。
- ・内容 RDBや希少野生生物保護に関する内容のパネルやポスター等の展示（各分類群ごとに1枚とし、総論を含めて合計16枚以上を想定する）、RDB調査委員による講演会

イ. 業務内容

企画調整

- ・開催概要に基づき、展示への協力者やRDB調査委員との調整
- ・RDB調査員への講師の依頼（4、5名程度）、展示・講演及び配布用冊子等の内容の調整

運営管理

・資料作成

開催案内チラシ、参加者名簿や配布用冊子など実施に必要な資料の作成

配布用の冊子はA4サイズ8ページ、500部程度を想定する。

ポスターや配布冊子の内容についてRDB調査員に校正依頼する場合は、原稿料(10,000円)を支給

・会場・資材の確保

（ただし、開催方法は新型コロナウイルス感染症拡大等によっては県と協議して決定する）

当日運営

- ・会場準備、会場運営、記録及びアンケート回収（作成・取りまとめ含む）などを行う。

- ・アンケートの作成等に当たっては、展示（講演会）の内容に対する評価や感想のほか、保全活動に関する関心などを項目とする。

※報償費：1時間当たり5,750円程度を支給（講演会講師）

※旅費：実費相当額を支給（講演会講師）

(3) ひろしま県民いきもの調査（一般調査・登録団体調査）の運営

ア. いきものログ（環境省）に開設した『ひろしま県民いきもの調査』を運営する。

イ. 収集した情報（本調査に限らず専門家等から寄せられた情報も含む）を適宜整理し、野生生物データベース（別紙2）に入力する。

ウ. ウェブサイト等により県民に調査成果を情報発信する。

エ. 指標調査対象種の追加を検討するため、文献調査、資料整理を行う。

(4) 生きもの観察会及びいきものログ実習会の企画・運営

ア. 生きもの観察会

① 生きもの観察会の内容

生物多様性の保全につながる生きもの観察会を実施する。

② 生きもの観察会の実施場所

県内の適当なフィールドにおいて、1回以上実施する。

③ 参加者等

県民：15名程度／回

講師：2名程度／回

その他スタッフ：適宜

④ その他

生きもの観察会の企画・運営，開催に必要な手続き，参加者の募集，観察会に必要な資料，機材の手配，保険加入及び報告書の作成その他関係する業務全般を担う。

なお，参加者に対し，生物多様性保全の重要性の理解度に係るアンケートの実施及び集計を行う。

イ. いきものログ実習会

① いきものログ実習会の内容

ひろしま県民いきもの調査（登録団体調査）に登録する調査員（県民）を育成するため，環境省「いきものログ」を活用した調査報告の実習を行い，次の事項について参加者に体験させる。

- ・ひろしま県民いきもの調査への参加登録
- ・「いきものログ」を活用したひろしま県民いきもの調査への報告

② いきものログの実施場所

実習が可能な県内の任意の場所にて1回以上実施する。

なお，（2）の普及・啓発事業や，（4）アの生きもの観察会とともに実施することができる。

（5）業務実施計画の提出

契約日から14日以内に具体的な業務実施計画を提出すること。

3 成果品

（1）提出物の内容

ア 事業実績報告書，野生生物データベース（別紙2）最終版

イ 希少種生息生育種検索データシステム及び操作マニュアル（操作手順書）

ウ 各種アンケート（回収したアンケート用紙及び集計資料）

エ 生きもの観察会の報告書及び県民への情報発信資料

ただし，県民への情報発信資料については，県ホームページ掲載用として，観察会の開催後速やかに提出すること。

希少種生息生育種検索データシステムについては，は簡易に上書きが出来ないように，編集時におけるセキュリティーパスワードを付し，そのパスワードは業務完了報告書に記載の上，提出すること。

（2）提出物期限

令和5年3月31日までにデジタルデータ（CD-R）1枚及び印刷物1部を提出する。

4 その他

（1）本業務に係る一切の著作権その他の権利はすべて広島県に帰属するものとする。

（2）貸与品：広島県野生生物データベースなど業務に必要な資料（デジタルデータ）

（3）受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については，当該著作権の利用に当たり，支障のないよう適切な措置を講じなければならない。

また，何らかの著作権に係る問題等が生じた場合，受託者の責任により対処するものとする。

（4）受託者は本業務に関し，受託者が県から受領または閲覧した資料等は，県の了解なく公表または使用してはならない。

また，本業務で知り得た県や関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

（5）受託者は監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は，再委託先ごとに業務の内容，再委託先の概要及びその体制について，事前に県に協議し，承認を得なければならない。

(6) 業務（特に会議や観察会）の実施に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。

また、社会状況から開催等が不可能な場合は、速やかに代替案を県に提示し協議する。

(7) 受託者は本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(8) その他、本仕様書に定めのない事項及び変更の必要が生じた場合については、県と受託者の協議により定めるものとする。